



World
Organisation
for Animal
Health

Organisation
mondiale
de la santé
animale

Organización
Mundial
de Sanidad
Animal



90th General Session of the World Assembly of Delegates

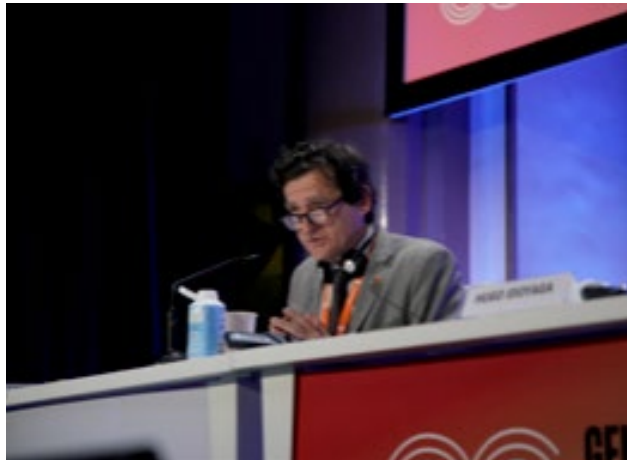
BSEコードの改正概要

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

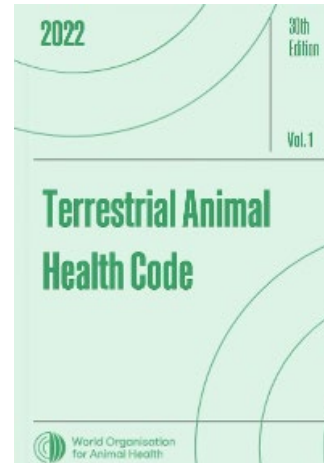
(※本資料は、令和5年度第1回OIE連絡協議会資料と同一の内容です)

BSEコードの改正

加盟国からのコメントを受け、採択前に軽微な文言修正がなされたが、大きな変更はなく、改正コードは賛成多数により採択された。



議長 Dr Etienne Bonbon



OIE陸生コード2022年版

主な改正内容

(1)非定型BSEの非リスト疾病化

非定型BSEについて、発生毎のOIEに対する通報義務がなくなった。
ただし、ステータスの年次更新の報告書において、引き続き、
非定型BSEの関連情報についてOIEに報告する必要。

(2)「管理されたリスク」の国の特定危険部位(SRM)から 全月齢の扁桃を除外

	改正前	改正後
無視できるリスク	規定なし(貿易可)	規定なし(貿易可)
管理されたリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋 骨・せき柱	全月齢の回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋 骨・せき柱 ※ただし、“牛群の中でBSEの病原体 が循環されるリスクが無視できると 立証された日”より前に出生した牛由 来に限る。

(参考)BSEコード改正に伴うSRM(特定危険部位)の変更及び我が国の牛肉の輸入条件への影響

		コード改正前	コード改正後 (2023年5月25日に採択)
コード上のSRMの範囲 (※1)	無視できるリスク	規定なし(貿易可)	規定なし(貿易可)
	管理されたリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱	全月齢の回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱 【“牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日(※2)”より前に出生した牛由来に限る。】
	不明のリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、 12か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱	全月齢の回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱

【参考:厚労省により規定】

■ 我が国の牛肉の輸入条件(SRM関係)の例(※3)

米国

全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢以上の頭部(舌、頬肉、皮を除く。)・脊髄・脊柱(※4)

アイルランド

全月齢の扁桃・回腸遠位部・脊髄、30か月齢超の頭部(舌、頬肉を除く。)・脊柱(※4)

【国内】

■ 牛のSRM

現行

全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)・脊髄・脊柱

特定部位の改正に係る厚労省諮問(平成27年12月18日)

30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)・脊髄

(※1)改正後は‘SRM’ という語は消失。代わりに“commodities with the greatest BSE infectivity(最もBSE感染性が高い物品)”を使用。

(※2)「管理されたリスク」国の場合、ステータス認定の年が基準になるとされている。

(※3)月齢制限が撤廃されている国の条件に限る。

(※4)尾椎・頸椎・胸椎・腰椎棘突起及び横突起、正中仙骨稜及び仙骨翼を除く。

主な改正内容

(3) BSEサーベイランスの変更

改正前

- 牛の年齢と臨床区分に応じて、検査毎にポイントを積算し、全体で一定ポイント以上の獲得を要求するサーベイランス
- 成牛100万頭以上を飼養する「無視できるリスク」の国である日本は、ステータス維持のため、7年間で15万ポイント以上となるよう検査を実施する必要

改正前コード第11.4.22条の表2

1頭当たりのサーベイランスポイント	健康と畜牛	死亡牛	起立不能牛等	特定症状牛
1才以上2才未満	0.01	0.2	0.4	N/A
2才以上4才未満	0.1	0.2	0.4	260
4才以上7才未満	0.2	0.9	1.6	750
7才以上9才未満	0.1	0.4	0.7	220
9才以上	0.0	0.1	0.2	45

(注)

コード上、サーベイランス対象となる区分として、①30か月齢超の特定症状を呈する牛、②30か月齢超の起立不能牛等、③30か月齢超の死亡牛、④36か月齢の健康と畜牛、を設定。
このうち、①の区分の牛は、獲得済みポイントに関わらず、全頭検査すべき。加えて、②～④のうち、少なくとも2つの区分をカバーすべき。

改正後

- 月齢区分を設けず、以下の1～4の牛については、家畜衛生当局に通報され、BSE検査の実施を検討する必要がある。
 1. 異常行動または神経症状を起こす他の原因に起因する可能性を否定した上で、治療に反応しないBSEの特定症状を呈する牛
 2. 横臥が他の原因に起因する可能性を否定した上で、BSEを疑うに足る病歴を有する起立不能牛
 3. と畜場での生前検査において、異常行動または神経症状を示す牛
 4. 死亡が他の原因に起因する可能性を否定した上で、BSEを疑うに足る病歴を有する死亡牛

(参考)我が国におけるBSE検査対象について

現在

一般的な死亡牛	96か月齢以上
起立不能牛	48か月齢以上
特定臨床症状牛	全月齢

今後

改正コードを踏まえたBSEサーベイランスを実施するため、
BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針や関係省令を見直し中。